

15 貸倒引当金の算定方法について適切でないものはどれか。

- a) 一般債権については、過去の貸倒実績率等合理的な基準により見積もる。
- b) 貸倒懸念債権については、取引先の支払能力を判断する資料を十分に入手できない場合、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を控除した残額の30%を見積高とすることができる。
- c) 貸倒懸念債権については、債権元本の回収及び利息の受取に係る将来キャッシュフローの割引現在価値を合理的に見積りこれと債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする。
- d) 破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。

17 金融商品会計基準に従った貸倒見積高の算定にあたっては、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を3つに区分することになっているが、そのうち経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権とされているものは次のうちどれか。

- a) 一般債権
- b) 貸倒懸念債権
- c) 破産更生債権等
- d) 売掛滞留債権